

久留米市等建設工事低入札価格調査試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市及び久留米市企業局（以下「本市等」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る入札において、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第10条第1項（第19条において準用する場合も含む）の規定により低入札調査基準価格を設定した場合に必要な事項を定め、もってダンピングの防止及び公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、落札者を決定するための調査をいう。
- (2) 「低入札調査基準価格」とは、その価格を下回った場合に低入札価格調査を行う価格をいう。
- (3) 「低価格入札者」とは、前号に規定する低入札調査基準価格を下回る入札を行った者（ただし、第5条の規定により失格となった者を除く。）をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、総合評価落札方式の入札による建設工事とする。

(低入札調査基準価格の算定)

第4条 対象工事の予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の金額は切り捨てる。）を低入札調査基準価格とする。ただし、その額が予定価格の100分の90を超える場合は、予定価格に100分の90を乗じて得た額（千円未満の金額は切り捨てる。）とし、予定価格の100分の80に満たない場合は、予定価格に100分の80を乗じて得た額（千円未満の金額は切り捨てる。）とする。

- (ア) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (イ) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額

(数値的判断による失格基準)

第5条 低入札調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（千円未満の金額は切り捨てる。）を失格基準価格とする。失格基準価格を下回る入札が行われた場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないものとし、当該入札を行った者を無効とする。

(入札参加者への周知)

第6条 この制度の円滑な運用を図るために、次に掲げる事項を入札公告に明記し、入札参加

者へ周知を図るものとする。

- (1) 当該入札は、低入札価格調査の対象工事であること。
- (2) 低価格入札者は、落札者とならない場合があること。
- (3) 失格基準価格を下回る入札があった場合、当該入札を行った者を無効とすること。
- (4) 低価格入札者は、低入札価格調査に必要な書類の提出及び事情聴取に応じなければならないこと。なお、期限までに書類の提出がない場合、虚偽の記載を行った場合、事情聴取に応じない場合、又は事情聴取で根拠のある説明ができない場合は、当該入札を無効としたうえで、久留米市指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受ける場合があること。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る額で契約を締結する場合、第9条に規定する条件を契約の相手方に付すること、第10条に規定する監督体制の強化等を行うこと及び第11条に規定する追跡調査を実施する場合があること。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、開札の結果、低価格入札者がいた場合は、落札者決定の保留を宣言し、総合評価値が最も高い者から順に、入札参加資格審査及びその者が低価格入札者の場合は、低入札価格調査を実施した後に落札者を決定する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第8条 低入札価格調査の方法は、期限を定めて別表1に掲げる書類の提出を求めるとともに、契約の内容に適合した履行がされるか否かについて事情聴取及び関係機関への照会等により行うものとする。

(契約締結の条件)

第9条 低入札調査基準価格を下回る額で契約を締結する場合は、その契約の相手方に対し次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 契約保証金を請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 前払金を請負代金額の10分の2以内とし、中間前払金を請負代金額の10分の1以内とする。
- (3) 違約金を請負代金額の10分の3に相当する額とする。
- (4) 入札参加条件に示した要件を満たす技術者を専任で1名増員配置する。

(監督体制の強化等)

第10条 低入札調査基準価格を下回る額で契約を締結した場合は、適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 必要に応じて施工体制台帳の内容について事情聴取を行うこと。
- (2) 工事の監督及び検査業務を強化すること。

(追跡調査)

第11条 低入札調査基準価格を下回る額で契約を締結した場合は、工事完了後、次の各号に定める事項について、追跡調査を実施することができるものとする。

(1) 工事完了後における工事費の内訳

(2) 下請代金の支払い状況

2 前項に規定する調査については、別表2に掲げる書類の提出を求めることにより実施する。なお、調査の結果、疑義がある場合は、事情聴取を実施するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 【提出書類】

様式番号	様式名
様式1	低入札価格調査報告書
様式2	当該価格で入札した理由
様式3	手持ち工事の状況
様式4	使用予定資材の状況書類
様式5	手持ち機械（リース含む）の状況
様式6	労働者の確保計画
様式7	過去に竣工した公共工事名及び発注者
様式8	建設副産物の搬出予定地
様式9	誓約書
任意様式	工事費積算内訳書
任意様式	下請予定業者一覧

別表2 【提出書類】

様式番号	様式名
様式10-1	工事完了実績書
様式10-2	工事完了実績明細書
様式11	下請代金支払状況等調査表

様式1

低入札価格調査報告書

平成 年 月 日

久留米市長
久留米市企業管理者 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(担当者) _____
(連絡先) _____

低入札価格調査のための資料を下記のとおり提出します。なお、当該提出書類の記載内容等は、事実に相違ありません。

記

- 1 工事名 _____
- 2 提出書類 様式1、様式2、様式3、様式4、様式5、様式6、様式7、様式8
様式9、工事費積算内訳書（任意様式）、下請予定業者一覧（任意様式）
及び添付書類

【書類作成及び提出上の注意】

- 1 低価格入札者は、開札日当日の17時15分までに、本表に示す各様式について、久留米市役所本庁舎13階総務部契約課に提出してください。期限までに提出がない場合は、入札を無効とします。
- 2 提出期限以降の書類の訂正、差換え、添付書類の追加等は一切できません。書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。ただし、本市等が必要な添付書類を提出するように教示した場合は、この限りではありません。
- 3 提出された書類の返却は行いません。
- 4 提出書類に、記載すべき事項がない場合については、当該様式に「該当無し」と記載のうえ必ず提出して下さい。
- 5 各様式は、それぞれ※印の注意事項をよく読んで記入して下さい。また、根拠となる資料（見積書の写し、過去の取引実績等）が必要なものについては、それを必ず添付して下さい。

（裏面に続く）

6 工事費積算内訳書は、入札時に提出した入札金額積算内訳書の項目のうち少なくとも金額の積上げが必要な直接工事費及び共通仮設費（積上げ）の内訳明細（任意様式）を下請けや資材等の納入予定業者の見積書の写しや過去の取引実績などその根拠となる資料と合わせて提出して下さい。

諸経費について、金額の積上げによらず過去の実績等に基づいて一括して算出している場合には、その金額の算出根拠を示して下さい。

7 当該工事に関して、下請業者への発注を予定している場合、下請予定業者一覧（任意様式）を作成し提出して下さい。

下請予定業者一覧には、下請業者名、下請施工の内容及び下請け予定額を記載して下さい。

8 提出書類は、様式相互間で関連しているものが多数ありますので、様式相互間の整合を図ってください。

様式2

当該価格で入札した理由

(工事費が縮減できる理由について記載)

※ 当該価格で入札した理由を、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、労務費、下請会社等の協力等の面から記載すること。

様式6

労働者の確保計画

自社施工				
従事業種	労務単価 (A)	員数 (B)	合計額 (A) × (B)	
		合計 (C)		

下請会社施工				
従事業種	労務単価 (A)	員数 (B)	合計額 (A) × (B)	下請会社名
		合計 (D)		

労務費合計額 (C) + (D)	円
---------------------	---

- ※ 契約対象工事の施工に必要となる労働者の具体的な供給見通しについて記入して下さい。
- ※ 労務単価 (A) は、日給に換算した額を、労務単価が異なる労働者ごとに記入して下さい。
- ※ 員数 (B) は、延べ人数 (人日) を記入して下さい。
- ※ 下請会社施工の労務単価が不明な場合は、従事業種と員数 (B) のみ記入して下さい。

様式9

誓約書

平成 年 月 日

久留米市長
久留米市企業管理者 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記工事に対する当社の入札価格は、詳細な検討の結果、施工が可能であると判断し申込みをしたものです。低入札価格調査の結果、当社が落札者となり当該工事を施工する場合には、公共工事の施工者であることの責任のもとに次の事項を遵守することを誓約します。

記

1 工事名 _____

2 遵守事項

- ・ 下請業者とは、請負金額、工期、代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。
- ・ 前払金の支払いを受けたときは、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払いするよう十分配慮すること。
- ・ 労務者への適正な賃金支払を確保すること。
- ・ 技術者及び現場代理人を適正に配置すること。
- ・ 施工における十分な安全管理を行うこと。
- ・ 施工に関する各法規を遵守すること。
- ・ 低入札価格調査において説明したとおりの内容で施工すること。
- ・ その他当該契約の内容に適合した履行を確保（設計内容のみならず品質確保、書類作成等を含む。）すること。

様式 1 1

下請代金支払状況等調査表

工事名：

受注者：

下請業者名

問 1	発注者から受けた前払い金額	_____ 円
問 2	下請業者に対する前払金の支払いについて ①工事着手に必要な費用を現金で支払った。 ②工事着手に必要な費用を現金と手形で支払った。 ③工事着手に必要な費用を手形で支払った。 ④発注者から前払金の支払いを受けたが、下請業者には支払っていない。	[]
問 3	問 2 で②と回答した場合、現金と手形の支払比率は	現金 _____ 割 手形 _____ 割
問 4	問 2 で④と回答した場合の理由について ①下請業者が前払金を請求しなかったため ②下請業者に保証人等を立てることを請求したが、立てなかったため ③自社の運転資金としたため ④前払金の支払が遅れたため ⑤自社の資材購入等、当該工事に使用したため ⑥下請業者が保証人を立てられないことから部分払、完成払で支払うこととしたため ⑦下請業者との契約上前金払を行うこととしたが、部分払と完成払で支払ったため ⑧下請業者との契約上前金払を行うこととしたが、完成払のみで支払ったため ⑨その他（理由： _____)	[]
問 5	①下請業者に下請代金を支払った日は（最終） ②発注者から支払いを受けてから①までの日数は （下請業者から引渡しの申し出があった日から①までの日数） ③支払った金額は（支払った下請代金の合計）	_____ 年 月 日 _____ 日 _____ 円
問 6	下請業者に対する完成払の支払方法について ①完成払に相当する額を現金で支払っている ②完成払に相当する額を現金と手形で支払っている ③完成払に相当する額を手形で支払っている	[]
問 7	問 6 で②と回答した場合、現金と手形の支払比率は	現金 _____ 割 手形 _____ 割
問 8	問 6 で②又は③と回答した場合、最長の手形期間は	_____ 日

※ 1 下請業者毎に作成してください。

※ 2 問 5 の支払状況等がわかるものを添付してください。（領収書の写し等）